

## 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関するパブリックコメント

厚生労働省老健局介護保険計画課あて 2018年6月27日

利用者負担3割の基準となる所得の算定方法について、現行の2割負担の基準と比較した場合に一定の妥当性はあると思われる。

ただし、負担割合の引き上げに伴う利用控えが起こることが懸念されるため、2017年8月に引き上げられた高額介護サービス費基準(負担上限)については、サービスを多頻度に利用せざるを得ない高齢者に配慮するため、現状の基準を維持することが必要である。